

報道関係者 各位

令和2年8月28日

【照会先】

医薬・生活衛生局

(輸入食品監視指導計画関係)

食品監視安全課 輸入食品安全対策室

室長 蟹江 誠

室長補佐 松井 保喜

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 2474)

(直通電話) 03(3595)2337

(輸入食品監視統計関係)

生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室

室長 中平 純一

室長補佐 飯塚 渉

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 2470)

(直通電話) 03(3595)2333

令和元年度における「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」 及び「輸入食品監視統計」の公表

厚生労働省において、令和元年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計を別添1及び別添2のとおり取りまとめましたので、公表します。

【主な内容】

[] カッコ内は平成30年度の数値

- 令和元年度の輸入届出件数は約254万件[約248万件]であり、輸入届出重量は約3,327万トン[約3,417万トン]でした。届出に対して217,216件[206,594件]の検査を実施し、このうち763件(延べ800件)[780件(延べ813件)]を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じました。
- 令和元年度のモニタリング検査については、99,059件[98,521件]の計画に対し、延べ99,636件(実施率:約101%)[99,920件(実施率:約101%)]を実施し、延べ144件[152件]を法違反として、回収等の措置を講じました。
- 違反の可能性の高い輸入食品等については、輸出国政府に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議や現地調査を通じて輸出国における衛生対策の推進を図りました。

本結果は、厚生労働省ホームページ内「輸入食品監視業務」のページにも掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index.html

(参考) 令和元年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

令和元年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

1. 輸入食品監視指導計画とは

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効果的かつ効率的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給工程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

[] カッコ内は平成 30 年度の数値

(1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約 254 万件 [約 248 万件]、届出重量約 3,327 万トン [約 3,417 万トン] について、法に基づく規格、基準等への適合性について審査を実施。

(2) モニタリング検査^{*1}（※件数については延べ数）

- ① モニタリング計画：99,059 件 [98,521 件]
- ② 実施件数：99,636 件 [99,920 件]（実施率：約 101% [約 101%]）、うち違反件数：144 件 [152 件]

(3) 検査命令^{*2}

- ① 全輸出国の 17 品目及び 31 カ国・2 地域の 80 品目（令和 2 年 3 月 31 日時点）
- ② 実施件数：69,185 件（延べ 92,635 件）[60,373 件（延べ 91,276 件）]、うち違反件数：201 件（延べ 201 件）[213 件（延べ 213 件）]

(4) 違反状況

- ① 違反件数：763 件 [780 件]（違反率：届出件数の 0.03% [0.03%]、検査件数：約 22 万件 [約 21 万件]）
（違反件数：微生物規格 180 件 [206 件]、有害・有毒物質及び病原微生物 179 件 [187 件]、添加物 140 件 [108 件]、残留農薬 127 件 [121 件]、器具、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等 52 件 [45 件]、残留動物用医薬品 16 件 [26 件]、容器包装規格 35 件 [36 件]、他 34 件 [52 件]）
- ② 違反は積み戻し、廃棄等の措置
- ③ 包括的輸入禁止規定^{*3}の発動対象となる品目はなかった。

(5) 海外情報等に基づく緊急対応

フランスにおけるナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 O26 汚染やサルモネラ属菌汚染、中国及び韓国における貝類加工品の A 型肝炎ウイルス汚染などについて、輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制強化した。

4. 輸出国における安全対策の推進

(1) 二国間協議や現地調査を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策、監視体制の強化、衛生管理対策の確立の要請を行った。

例：タイ産おくら、グリーンアスパラガス、バナナ及びマンゴーの残留農薬、インド産養殖えびの合成抗菌剤、ドイツ産及びフィンランド産牛肉の BSE など

(2) 輸出国への専門家の派遣、輸出国政府機関からの研修生の受け入れ等を通じた、輸出国における衛生対策に係る技術協力を行った。

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

[] カッコ内は平成 30 年度の数値

(1) 輸入前指導（いわゆる輸入相談）

品目別相談件数 22,629 件 [20,736 件]、うち違反該当件数 627 件（延べ 870 件） [384 件（延べ 509 件）]

(2) 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導

(3) 輸入食品等の記録の作成、保存に係る指導

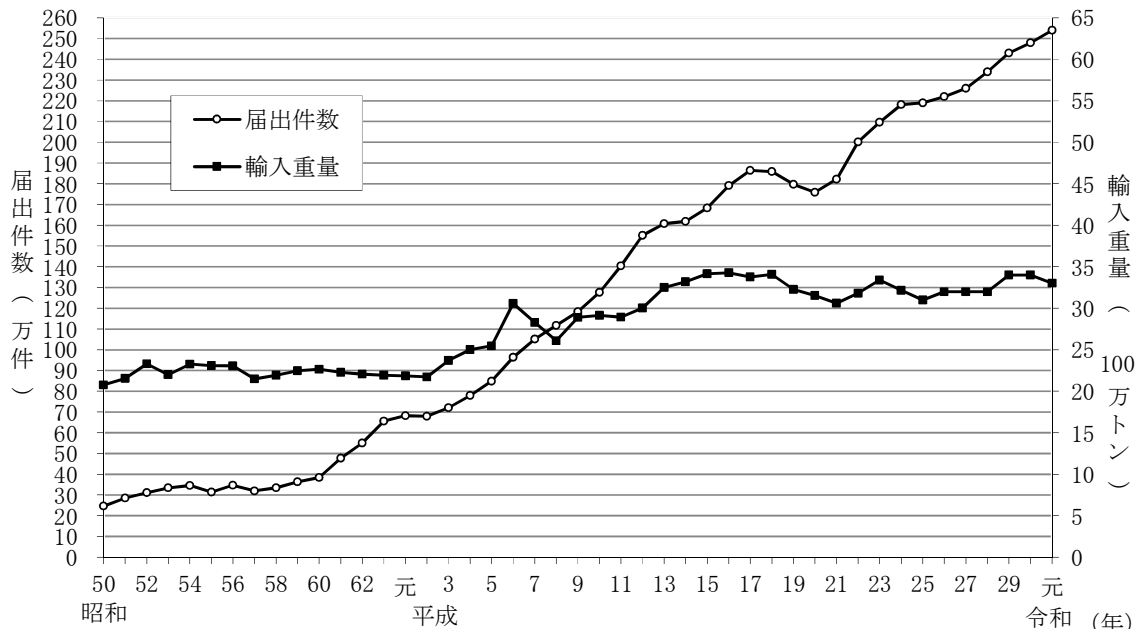
(4) 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発として、各検疫所において説明会等を開催

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査。

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し、検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

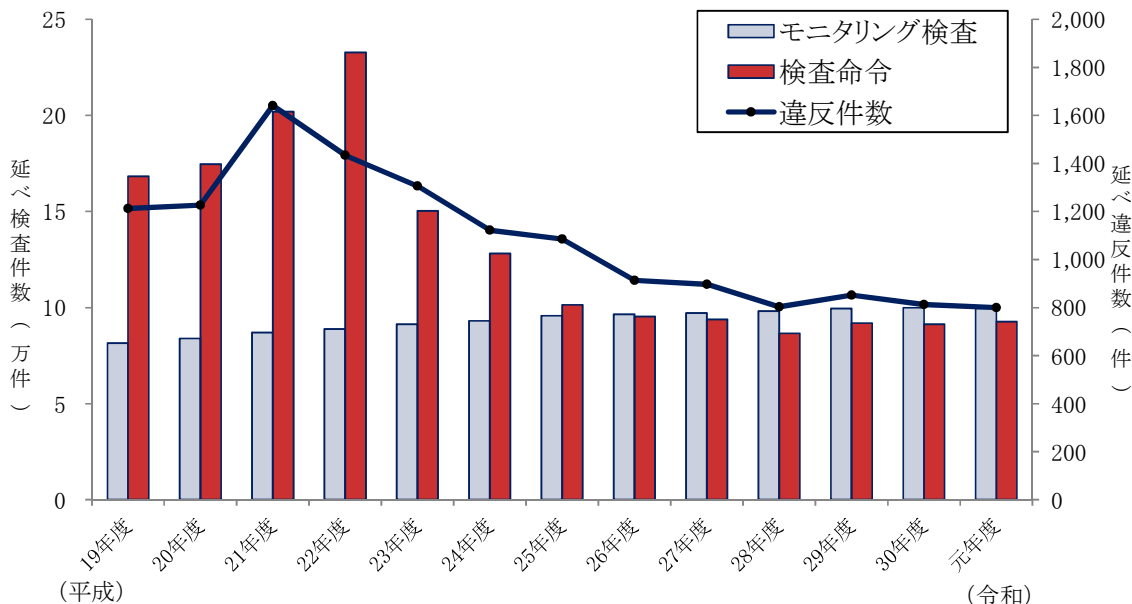
※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定。

1. 年別輸入・届出数量の推移



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

2. 年度別延べ検査件数*の推移



* 1件の届出に対して複数の検査項目を実施している場合があるため延べ検査件数での推移とした。

3. 検疫所の食品監視員年度推移

